

令和7年度 モバイルWi-Fiルーター調達業務仕様書

1 件名

令和7年度 モバイルWi-Fiルーター調達業務

2 目的

本仕様書は、磐田市（以下本市）が調達するモバイルWi-Fiルーターの回線使用量及び充電機器を含めた周辺機器等について必要な事項を定めるものとする。

なお、モバイルWi-Fiルーターは、本市が別途調達しているPOSレジ端末に使用するものである。

3 契約期間

令和7年10月27日から令和12年11月30日まで（62か月）

4 業務内容

本業務における具体的な業務内容は以下のとおりとする。

（1）物品に関する要件

1）調達すべき台数

モバイルWi-Fiルーター 10台

2）備えるべき機能

①毎月5GB以上の高速データ通信が可能であること。

※通信制限量に達した場合、20GBまで使用が可能であること。

②本調達には、モバイルWi-Fiルーターと同数のACアダプター、充電用ケーブルを含めること。

③本調達物品はすべて同一メーカー・同型番とすること。

④予め利用しない期間は、事前申告により休止できるものとし、必要に応じて、再度利用できるものとする。

⑤充電中も、通信できるようにすること。

⑥本市が調達したPOSレジ端末（i p a d）に通信が可能であること。

※POSレジ端末は、付属するWi-Fiルーターを経由してモバイルWi-Fiルーターと通信する。

（2）納入に関する要件

①指定された場所に納入すること。

納入場所：磐田市国府台3番地1 磐田市役所市民課

②設定に関するマニュアルを用意すること。

③本市の指示に従って名称、番号、導入日、管理番号等を記載したテープラベル（備品シール）を所定の位置へ貼り付けること。

（3）保証に関する要件

①1年以上の自然故障について保証されていること。

②電話による受付対応が可能なこと。

③故障等の際、本市からの求めがあった場合には、速やかに代替機を準備すること

※代替機の料金は本調達とは別途相談

（4）その他

①上記（1）～（3）に要する経費は、全て見積額に含むこと。

②本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議の上、業務を進めるものとする。

5 基本事項

（1）個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（2）守秘義務

①受託者は、本市の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

②受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。